

商法典制定と岸本辰雄

山形 万里子

はじめに

- 一 資本主義の発展と個別的商事法の準備
- 二 商法典編纂の開始
- 三 旧商法の編纂と岸本辰雄
- 四 「二大法典」論争と明治法律学校
おわりに

はじめに

明治一四（一八八一）年一月に開学した明治法律学校の校風の大きな特色は、「権利」「自由」の民権思想を標榜するフランス法学派の学校であったことである。

創立者の岸本辰雄・宮城浩蔵や、講師の磯部四郎、井上正一、熊野敏三らは、いずれも司法省明法寮出身で、明法寮が司法省法学校となつてからの同期生、一瀬勇三郎、亀山貞義、杉村虎一、岩野新平、小宮三保松らも、二〇年代初めに講師として学校の運営に加わっている。

このように草創期の明治法律学校では、明法寮、司法省法学校においてブスケ、ボワソナードらに学んだフランス法学派の主要メンバーが公務の傍ら結集し、法学思想の普及に情熱を燃やしていた。

生徒数も漸次増大し、明治一九（一八八六）年一二月、神田駿河台に新校舎を建設し、講師陣や教育内容を

充実させるなど、時代の要請にこたえて隆盛していた。しかし明治二三（一八九〇）年に始まる法典論争におけるフランス法学派の敗北は、この学校の経営にも直接波及し、一時衰退した。

法典論争は旧民法・商法の実施の延期・断行をめぐって起こったが、この論争はフランス法学派とイギリス法学派との抗争という側面も呈した。法学校の関係者の多くが論陣を張り、明治法律学校は明法寮系フランス法学派の拠点として、民法断行派の論戦の最前線に位置した。

これまでの研究では、法典論争は民法典をめぐるものとして、とらえられることが多かった。しかし、この時公布され論及されたのは民法一七六二条と、商法一〇六四条、合わせ三千条の両法典であった。ゆえに法典論争は民法典だけではなく、商法典をめぐっても両派は対抗し、フランス法学派は民法に限ったことではなかった。

一方、商法の編纂についてみると、ロエスレル草案を原型とする旧商法の制定に至る一連の商法編纂作業において、明治法律学校の創立者のひとり岸本辰雄は、その

初段階から深く関わっていた。岸本の明治一四年の参事院議員補任官から明治二六（一八九三）年の大審院判事退官までの法制官僚として仕事の大部分は、商法の編纂にあつたものとみられ、旧商法の命運と軌を一にして二六年三月、岸本は官界を退いている。

また、岸本とならんで商法編纂に大きな役割を果たしたのが、長谷川喬（二一年から明治法律学校講師）である。長谷川はドイツ留学中、ロエスレル宅に寄寓したロエスレルの愛弟子で、明治二〇（一八八七）年一月に法律取調報告委員に就任して以来、明治三〇（一八九七）年一二月に議了する法典調査会の委員まで、一貫して岸本らと共に商法編纂作業の中核にいた。

このほか明治法律学校の講師で商法編纂に関わつた人物として、高木豊三、富谷銈太郎、本尾敬三郎、今村和郎の名が挙げられる。また、井上正一、磯部四郎は民法に並行して新商法の制定作業にも参加していた。

小稿では、商法典制定の歴史的経過を検証し、このなかで旧商法の編纂に深く関わつた岸本辰雄の動向を中心に、明治法律学校関係者の商法編纂への関わりをあきら

かにしたい。

一 資本主義の発展と個別的商事法の準備

1 維新法における会社制度

私法の領域内には二つの大きな区分——財産法と身分法——があるが、財産法関係の諸制度として、民法法・商事法・産業法・労働法があげられる。これらの諸制度は日本の資本主義の発展に伴って形成され、変容したが、また逆に日本の経済発展はこれによって影響を受けている。⁽²⁾これらの相互関係のあり方が日本の私法の歴史的性格を規定してきたともいえよう。

維新変革後、明治政府は資本主義的生産様式を取り入れるために、近代的私法を形成する前にとりあえず、それまでの幕藩制社会の封建的な法から出発しながらも、社会や経済の変革に合わせた暫定的な法（維新法）を制定した。⁽³⁾

維新法として個別的に準備された初期の経済関連法は、殖産興業政策の推進によって資本主義の発展が軌道

に乗り、私法の法典（民法・商法）が法大系として制定される前段階としての意義をもつものであった。なかでも民間企業の形成を急ぐ明治政府は、会社制度を維新法の段階で積極的に推進させた。

明治元（一九八六）年に設立された商通司は、二年には通商司となり、この下に通商会社（会社組織の物産仲介会社）と為替会社（一種の銀行）が設立された。これは合資会社であったが初めての株式会社としては、五年一月の太政官布告の国立銀行条例により六年に開業した第一銀行がある。また七年の株式取引条例、九年の米会所条例に続いて、一五年、日本銀行条例が公布され、会社の設立が奨励された。

民間では、一四年の日本鉄道会社、一五年の共同運輸会社などが相次いで設立されたが、これらは政府の手厚い保護を受ける反面、設立から業務全般に至るまで監督を受ける、いわゆる「官許」の会社であった。⁽⁴⁾

一般の民間会社については、当初、官許設立主義であったが、実質的には自由設立主義に転化し、一一年には、「銀行及諸会社ニ准充ヲ与ヘ又ハ之ヲ廃停スルコト」

が地方長官の権限となり、手続きはいっそう簡単になった。しかしながら、すべての会社はなんらかの法的規制を受けていた。⁽⁵⁾

2 内務省「会社条例」草案とブスケの商法草案

会社条例制定について、もともと早い動きは明治七(一九七四)年四月の内務省における会社条例草案の起草で、早くも翌八年五月、本文四六カ条余の草案が内務卿大久保利通より三条実美太政大臣に提出された。この草案は太政大臣から司法卿大木喬任に回付・諮問された後、司法省・内務省間で交渉され、一〇年には太政官法制局の審査を受けた。しかし、折しも起こった西南戦争のため、立法事業は一部停止となり、内務省の会社条例草案は立ち消えとなった。⁽⁶⁾

また同じ頃(七年九月)、司法省内において、ブスケによるフランス商法講義の会がスタートした。

ブスケは五年二月に來日した司法省初の雇傭フランス人弁護士であったが、來日してまもなく、「日本法律制定ノ事業」と題する建議書を、六年三月には「商法建設

ノ義ニ付答書」を江藤司法卿に提出した。

司法省よりブスケに対して商法編纂の下令があったかどうかはつきりしないが、ブスケは「商法建設ノ義ニ付答書」提出一年後に、フランス商法講義の会を開始し、九年二月まで計六〇回(フランス商法第一編、第三編を完結)行い、翌三月、離日した。⁽⁷⁾

ブスケを中心とする商法講義の会は、ボワソナードが主催したフランス民法、刑法、治罪法、民事訴訟法の講義と同様、単にフランス法の注釈を聴くだけでなく、講義の途上、列席の省内官員の質疑応答が行われており、商法編纂の一環をめざして発足したものとみられる。

ブスケの会の通訳は松下直美、黒川誠一郎が行い、⁽⁸⁾出席者で判明しているのは、玉乃世履、鶴田皓、岡内重俊、黒川らである。このうち鶴田は、一五年三月に発足する商法編纂委員会の委員長で、一九年四月に元老院を通過し上奏された会社条例の編纂作業の中心的人物であった。⁽⁹⁾ その意味からも、ブスケのフランス商法講義の会は、司法省における商法に関する法典化事業の萌芽としてとらえることができよう。この頃(九年)、司法卿大木

喬任によって商法典の編纂が提唱され、政府の方針は一定していた。⁽¹⁰⁾

またブスケのフランス商法講説は、黒川の翻訳で一冊にまとめられ、一一年五月、司法省から刊行されている。大木喬任、山田顕義の司法卿時代には、商法に限らず法典編纂事業のための外国法典類の翻訳が司法省では盛んに行われていた。⁽¹¹⁾

3 一〇年代前半の個別的商事法の準備

司法省での商法典の立法作業は明治一一（一八七八）年頃まで続けられていた。後に鶴田の下で岸本らと商法編纂に従事する長森敬斐（この当時、司法省民法編纂掛分科委員・七等判事）は、一一年一月、大木卿に提出したフランス、オランダの「公証人規則訳本ヲ刻セントコトヲ請フ書」のなかで、「商法及ヒ記簿等ノ章ニ着手シ殆ト將ニ緒ニ就カントス」と、述べていた。⁽¹²⁾

しかしながら西南戦争以後、商法典全部の編纂は大事業であることから、応急的にその一部である会社法や海商法を単行法として制定する方針に、改められた。

海商法については海上通商規則の必要性が早くからあり、明治三（一八七〇）年一月に民部省及び海軍省より商船規則が布達されたのに続いて、海軍に関する多くの規則が制定された。海軍省では商法典の一部である海商法に止まらず、一般海上法律の制定と海上裁判所の設置をめざした。これを受け、元老院に海上裁判所訴訟規則審査局、聴訟規則審査局、日本海令草案審査局が設置され、単行法として制定する準備が進められていた。⁽¹³⁾

ところで岸本辰雄はフランス留学から帰国直後の一四年一月、この時間設された日本海令草案審査局の御用掛を命ぜられている。⁽¹⁴⁾岸本はその後、海令をも包摂した商法の編纂作業の中心的メンバーとなっていくが、商法の先駆となる単行法草案の審議の段階から関与していたことは、彼が修得したフランス法学の内容、フランスの法大系における商法典の位置、その重要性について考慮する必要があるのかもしれない。⁽¹⁵⁾

また会社並組合条例については、同じく一三年九月、元老院に審査委員、審査局が設置され、逐条審査の末、会社並組合条例を併せて単に会社条例と名付けた草案

(三編一四三条)が一四年四月、太政大臣へ上申された。⁽¹⁶⁾この審査総裁には、元老院幹事山口尚芳、委員には元老院議員神田孝平、同渡辺驥、太政官大書記官渡辺洪基、太政官少書記官周公布平、同田口惠、内務省少書記官富田冬三の七名が任命された。⁽¹⁷⁾

この原案ができたのは、西南戦争の後であったということ⁽¹⁸⁾、またこのメンバーが「起草」委員ではなく、「審査」委員であったことから、会社条例草案の原案は既に元老院以外の所で作成されていた可能性が高い。⁽¹⁹⁾

このように明治一三年から一四年にかけて、商法に先駆する個別的商事法(海法・会社条例)の制定が元老院において準備されていたが、一四年四月に、ロesslerへ商法草案の起草が下命されたことによって、商法に先行して単行法を制定する方針は覆され、審査は中止となった。その動きをまとめたのが〈図表1〉である。一四年四月のロesslerへの下命の後、一〇月に太政官法制部が参事院へ改組され、法律規則の起草審査は参事院が管轄することになった。これによって元老院における商事法制定準備作業は停止され、以後商法の編纂作業は、

太政官参事院で行われることになった。

二 商法編纂の開始

1 ロesslerへの起草下命と商法編纂委員の任命

明治一四(一八八一)年四月、太政官法制部主管山田顕義はドイツ人ヘルマン・ロesslerに近代的商法典の編纂を命じた。当時、法制部に勤務する主なメンバーは、金井之恭、渡正元、村田保、名村泰蔵、黒川誠一郎、松下直美、周布公平、杉山孝敏、磯部四郎、清浦圭吾、村岡良弼、岩野新平、高木豊三、井上操(一三年一〇月刊行『官員録』⁽²⁰⁾らであった。

ロesslerは一二年に外務省の公法学顧問として来日したが、外務卿井上馨が彼の高潔な人格と、とくに経済、憲法についての透徹した学識に注目し、一四年七月、太政官へ雇替となった。この背景には、同年、英国流の議院内閣制の採用、国会開設を開陳した参議大蔵卿大隈重信罷免の政変があげられる。大隈の意見に相対立して、岩倉右大臣、山県、黒田、山田、井上ら各参議は

図表1 「海令」「会社並組合条例」草案の作成・審査とその中断

明治	11年	13年	14年	15年
海軍省	12月 日本海令草案 脱稿			
元老院	6月 海上裁判所訴訟規則 審査委員任命	9月 会社並組合条例 審査委員・審査局設置	12月 海令草案 審査委員任命	3月 会社並組合条例審査局 閉鎖
司法省		9月 海上裁判所の設置は 司法省の管轄となる	4月 会社条例草案審査終了↑ 海令草案の審査中止	12月 海上裁判所訴訟規則審査局 閉鎖 聴訟規則審査局 日本海令草案審査局
太政官 法制部	3月 法制局 法制部 となる		4月 ロエスレルに 商法草案起草下命	3月 会社条例を商法典の一部とす 商法編纂委員 任命

8月
海上裁判所の設置
促進を上申

11月
海上裁判所取調委員任命
しかし
海上法律の制定
海上裁判所の設置
計画は廃案

10月
法制部 参事院 となる
法律規則の起草審査は
参事院の管轄となる

参事院へ事務引き渡し

志田鈿太郎「日本商法典の編纂と其改正」
 福島正夫「明治二六年の商法中会社法」
 伊東すみ子「ロエスレル商法草案の立法史的意義について」
 その経過と意義——より作成

国会開設尙早論ないし漸進論、国憲については国粹主義ないしプロシヤの君権中心主義を主張していたからである。

山田参議の商法起草方針は、起草を二段階に分け、先ずロesslerが日本の旧慣に関わりなく、法理に準拠し、各国の立法・経済を参酌して模範的な方針を作成する。次に日本人委員が、日本の旧慣を参酌し施行上の問題を考慮して訂正を加える、という分業体制であった。

このためロesslerは、商法編纂局が彼の起草作業と並行して蒐集編纂していた日本の商事慣例集の内容を知らされないまま起草を完了し、一七年一月、司法省より「ロessler氏起稿 商法草案」上下二巻が刊行された。⁽²¹⁾

ロesslerは商法草案冒頭の「商法立案ノ主義及ヒ其区域ノ緒言」のなかで起草の目的を述べている。そのひとつは日本の商業及び産業について確實完全に規律を与えることであり、もうひとつは、これにより日本を世界各国と平等な地位に引き上げることであった。そのためには、「開化人民ノ公認シテ以テ普通ノ商業原則ト為ス

所ノ最良ノ新主義ヲ採用」して商法を編纂することが一大急務であるとした。⁽²²⁾

第一段階であるロesslerの起草案は、明治一四年五月以降、法制部において翻訳審査がなされた。草案の翻訳に従事した人物は、周布公平のほか、長森敬斐、岸本辰雄⁽²⁴⁾、本尾敬三郎らであった。なかでも本尾は一一年九月当時、ベルリン公使館の書記生で、青木全権大使のもとでロesslerに來日するよう、その交渉の任に当たった人物であり、まさに適任者であった。また磯部四郎の「記憶談」では、「司法省時代ニハ山脇玄君、長森敬斐君カ商法ノコトヲ専ラ調ヘ、……法制局ニ立法事業ヲ移シテハ本尾敬三郎、岸本辰雄ノ両君カ主管シテ、草案ハ独逸人ノ「ロessler」氏ノ手テ起草シマシタ」と述べられている。⁽²⁶⁾ いずれにしても、周布、長森、本尾、岸本が法制部において商法編纂に専従していたものとみられる。

起草の手順としては、総則・会社・手形の部分を先手がけることを山田参議は要望したとみられ、その審査は一四年一〇月に法制部が参事院になってから本格化し

た。翌一五年三月、商法編纂事務の推挙を図るため、既に機能を停止していた元老院の会社並組合条例審査總裁、同委員を解任し、参事院に商法編纂局を設け、専任の商法編纂委員長及び委員を任命した。これは山田参議の考えた第二段階の編纂事業のための部局であったとみられる(図表2参照)。

委員長には参事院議官鶴田皓が、同委員には参事院議官周布公平、同長森敬斐、同本尾敬三郎、同田口恵、農商務省少書記官兼参事院員外議官補鈴木利亨、参事院議官補荒川邦蔵、同岸本辰雄が任命された(図表3参照)。

商法編纂委員は商事慣習の調査を行うとともにロessler草案中総則及び会社の部分について審査をし、同年九月、商法中「至急ヲ要スル部分」である、これら総則から会社に至る第一章〜第六章(一六〇条)の成案を太政大臣に上申した。この案はロessler草案を大幅に縮小し修正したもので、ロesslerは一七年一月、商法全部の草案(一一三三条)および逐条理由書を提出した後、二月に「商法草案意見書」を出版して批判した。これに対して商法編纂委員側も、「ロessler氏意見書に対す

る答弁」を出し反駁している。

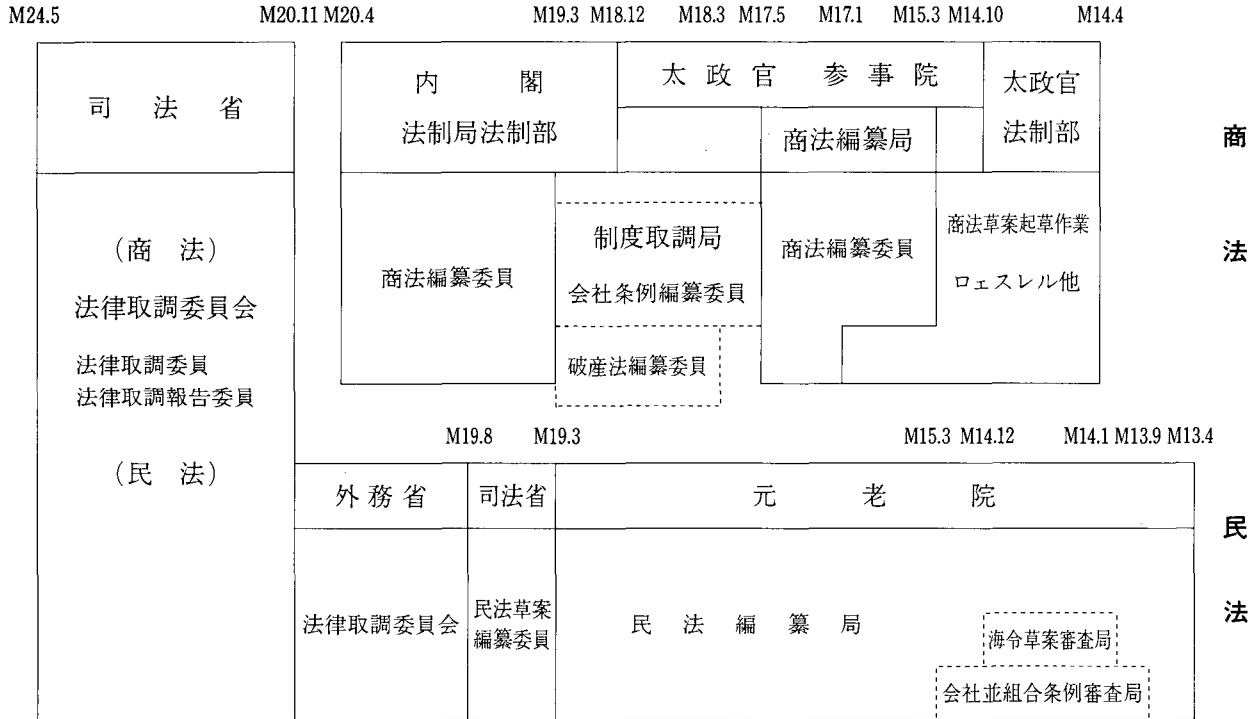
両者の大きな相違点は、ロesslerの商法草案が「行政及ヒ警察ノ区域ニ関スル事業ヲ目的トスル商社」については開業免許を必要とするものの、その他の生産、商業を目的とする会社については準則主義に抛ろうとしたのに対して、商法編纂委員は、会社のなかでも株式会社(27)の設立については、免許主義を堅持しようとしたことである。このことから、商法編纂局はロessler起草案をそのまま上申、制定しようしたのではなく、それはあくまで原案であったことがわかる。

商法編纂局の「総則・会社」の部分の上申案は元老院の議決を経たが、ロesslerの批判が影響したためか、施行には至らなかった。

2 制度取調局による商社会社条例草案

そしてまたも商法編纂委員による商法編纂作業も長くは続かなかつた。明治一五(一八八二)年から一七年にかけて日本銀行、大阪紡績会社、共同運輸会社などの大会社が開業する機運のなかで、憲法調査を終えて帰国

図表2 法典編纂委員会の変遷



志田鐸太郎『日本商法典の編纂と其改正』、福島正夫「明治二六年の旧商法中会社法—その経過と意義—」、ボワソナード『仏国商法講義』、リヒエール『仏国商法復説』、星野通『民法典論争史』、『内閣法制局百年史』、伊東すみ子「ロェスレル商法草案の立法史的意義について」より作成

図表3 法典編纂委員名簿（その1）

M15.3~17.5 商法編纂委員	M17.5~19.3 会社条例編纂委員	M18.3~19.3 破産法編纂委員	M19.3~20.4 商法編纂委員
○鶴田 皓 周布公平 長森敬斐 本尾敬三郎 岸本辰雄 田口 恵 鈴木利享 荒川邦蔵	○寺島宗則 鶴田 皓 周布公平 長森敬斐 本尾敬三郎 岸本辰雄 細川潤次郎 箕作麟祥 渡辺洪基 塩田三郎	○寺島宗則 鶴田 皓 周布公平 長森敬斐 本尾敬三郎 岸本辰雄 細川潤次郎 箕作麟祥 渡辺洪基 塩田三郎 河上謹一	○寺島宗則 鶴田 皓 周布公平 長森敬斐 本尾敬三郎 岸本辰雄 細川潤次郎 箕作麟祥

○印=委員長

~19.8 民法草案編纂委員	M19.8~20.11 法律取調委員(民法)
磯部四郎 高野真遜 熊野敏三 菊地武夫 小松済治 今村信行 南部襄男 井上正一 光妙寺三郎	(M19.8~20.11) ○委員長 井上 馨 委 員 西園寺公望 三好退三 ボワソナード カークード ルードルフ 書 記 今村和郎 栗塚省吾 本田康直 出浦力雄 都築 馨 (M20.4~20.11) 副委員長 陸奥宗光 委 員 ロessler モッセ ベルヒマン 箕作麟祥 蜂須賀茂韶 加藤高明

星野 通『民法典論争史』
志田綱太郎『日本商法典の編纂と其改正』
より作成

し、制度取調局長官に就任した伊藤博文は、会社条例起草について、元老院・参事院での審議の期間を早めるため一七年五月、制度取調局に専任の会社条例編纂委員をおくことを上申した。そこで政府は商法編纂委員長及び同委員を免じ、新たに会社条例編纂委員長として制度取調局御用掛宮内省出仕寺島宗則を、同委員として元老院幹事細川潤次郎、同議官箕作麟祥、同渡辺洪基、参事院議官鶴田皓、同塩田三郎、同議官補周布公平、同長森敬斐、同本尾敬三郎、同岸本辰雄、農商務省権少書記官河上謹一を任命した。ここで再び、商法は個別的立法の方針にたち戻ったのである。⁽²⁸⁾

同委員はロesslerの商法草案から抜き出し簡略化した会社条例草案について、ロesslerに逐一教示を受けながら審議を進めた。このなかで、会社解散との関連かに至急、破産法を制定する必要性がロesslerから建言され、一八年三月、破産法編纂委員長及び同委員を会社条例編纂委員長及び同委員が兼任することになった(図表2参照)。

このような動きの背景には、商法全部の編纂が容易に

進捗せず、一方、一七年の農商務省勸業会会員の報告にみられるように、実業界が会社法破産法の制定を求めていたことがあげられる。⁽²⁹⁾当時の会社は金融会社が多く、そのため盛衰が著しかったが、また、堅実な会社でも松方デフレ進行下で倒産する会社も多く、会社法がないために会社の維持発展が阻害され、会社制度そのものの信用が失墜している状況があったからである。⁽³⁰⁾

しかし、この目まぐるしい立法方法についての変更は、ロesslerの働きかけによるものであった。商法編纂局によるロessler草案の縮小、修正に対して不満を持つ彼は、伊藤によって自説が採用されるとみるや、草案を完全に有効活用するよう審査を誘導した。この時、政府上層部の支持を受け、学識豊かなロesslerの影響力は絶大であった。⁽³¹⁾

一八年一二月に、政府の組織が根本的に改正され、太政官を廃して内閣制がしかれた。内閣に法制局を置き、この中に行政、法制、司法の三部が設けられ、商法典およびこれに関する命令の起草ならびに審査は法制部が掌管することになった。

寺島宗則を委員長とする会社条例編纂委員（制度取調局）は一九年三月、「商事会社条例」を議了し、同年六月、これを元老院へ提出した。元老院での審査の結果、同条例案は第一章法則、第二章合名会社、第三章合資会社、第四章株式会社、第五罰則、第六章共算商業組合の二二一条となった。若干の修正がなされたものの、逐条審議、第二、三読会を終了可決し、上奏された。その冒頭で内閣委員として内閣法制局参事官周布公平は、提案理由として、「此法律ノ商業社会ニ必須ナル為メニ其制定ヲ要スル所以ハ……抑モ商社ハ多人数ノ相集リ各自ノ資本ヲ合シテ一人一個ノ為ス能ハサル大商業ヲ為ス者ナレハ其人ニ益スル有ルハ言フヲ俟タス随テ全国民ノ生産力ヲ増殖スルニモ亦大ニ利スル有リ故ニ本員ハ謂ラク商社ノ盛衰ヲ觀テ以テ其國ノ貧富ヲ朴スルニ足ルト商社ノ繁栄ナルハ実ニ国家ノ為ニ望ム所ナリ……」と説明し、当時の会社をめぐる状況と立案経過を述べている。このように二百条を超える大法律が異例の速さで元老院を通過したのは、ほとんど例がなかった。

官側から会社制度を民間に啓蒙的に勧奨する以前か

ら、開港場をもつ都市など一部の地方で西歐的な会社ですでにたてられている一方、「商社ノ数ハ日ヲ逐フテ増殖スルモ概シテ完全ナル法則ノ設ケ無キヨリ陸統紛議ヲ生シ頻頻倒産ヲ致シ此カ為メニ社員ニシテ資産ヲ蕩尽セシモノ頗ル多シ是ヲ以テ田舎人ハ大ニ会社ヲ厭惡シ社員ト為レハ祖先伝承ノ家宅田畑等ヲ亡失スルヲ免レストノ感覺」が生じており、それだけに会社を法的に規制する必要が緊急にあったからである。⁽³²⁾

にも拘わらず、この商社法案は公布されなかった。これ以前、一五年一二月に商法草案の一部を抜粋した為替手形約束手形条例が公布されたことに比べても奇異であった。

しかし、この理由ははっきりしていた。安政の不平等条約（関税自主権の喪失および治外法権の存在等）を改正する外交交渉において、日本の近代的な法典整備が求められ、商事法も大系的な商法典の形で他の諸法典ともに性急に編纂することが条約改正の必須の要件となったからであった。

この結果、元老院を通過した商社法案の公布は外務省

および政府からストップがかけられた。もし、その提出が一兩年早かったならば、直ちに公布された可能性も指摘されている。⁽³³⁾

3 会社法草案の変遷

商法のなかで、もっとも重要であり、その中核をなしたのは会社法である。

明治初期からの会社条例草案の作成を要約すると、以下となる。

(一) 明治八年五月、内務省会社条例草案(四六条)の太政大臣への提出

(二) 明治一四年四月、元老院会社並組合法例審査局より会社条例草案(一四三条)の太政官への提出

(三) 明治一五年九月、参事院商法編纂局より商法中、「至急ヲ要スル部分」総則から会社までの成案(一六〇条)の太政大臣への提出

(四) 明治一九年六月、制度取調局会社条例編纂委員より

商事会社条例(二二一条)の元老院への提出

(一)がその端緒であった。(二)の会社条例草案は、元老院の会社並組合法例審査局が司法省、内務省、太政官法制部などの省内で作成した原案をもとに審査したもので、⁽³⁴⁾ いわば七年から一三年にかけて邦人の力だけで作成した会社条例草案を要約したものとみられる。全三編一四三条の構成は、第一編総則(四条)、第二編人名会社(三八条)、第三編株式会社(一〇一条)からなっていた。

わが国の商法編纂事業は、一四年から一七年一月にかけてロエスレルによって起草された商法草案が新たな、また実質的な出発点となった。これ以後の会社条例草案は、ロエスレルの商法草案の相当部分を抜き出し、それを原案にして改削を加えていった。

このように会社条例草案は、数度作成され、審議を繰り返していた。しかし、(三)の場合はロエスレルの抵抗により、(四)はまさに施行される直前に条約改正交渉という外交的な要因で、いずれも施行されなかったのである。

しかしながら、会社法が施行される直前の段階まで準

備され、また「会社法」「破産法」とならんで商法の主要部分である「手形法」が一五年三月に制定されたことは、商法典の編纂が明治一〇年代にかなり進み、完成に近かったことを示している。

4 為替手形約束手形条例の制定

一方、商法の一部をなす手形法については、商法とは分離して明治一五（一八八二）年一二月、為替手形約束手形条例が太政官より布告された。これは当時制定された唯一の近代的な商事法であった。

わが国の場合、近世社会において、幕藩制市場構造に基づく遠隔地間取引の進展にともない、手形による信用制度は著しく発達していた。⁽³⁵⁾しかし近代に入ると、幣制の改革により、丁銀、豆板銀が廃止され、また国立銀行条例八八条により、国立銀行以外の者が持参人払いの約束手形、小切手の類の振出、引受、発行を行うことができなくなった。旧幕時代からの慣習法による手形取引が通用しなくなったのである。

一三年六月、大阪商業会議所は府下の商業の振興をは

かる手段として、手形の流通を開くこと、その方法として国立銀行条例の規定の削除を大阪府知事に申請した。

他方東京でも、国立第一銀行が先頭に立ち、一四年七月、同盟銀行と連署して手形法規の制定を大蔵省に出願していた。このような要請もあり、商法草案中から為替の部分を引き抜き、これを単行法案として元老院に上議するに至った。⁽³⁶⁾

原案は主として参事院においてロessler草案をもとにフランス、イギリス、ドイツなど諸外国の法典と本邦従来の慣習とを折衷斟酌して編成し、将来編纂される商法の一部となすと説明されたが、一読すると、ロessler草案とは全然別個のものであり、先の会社条例と同様、邦人委員の修正が大幅に加えられたことが看取される。⁽³⁷⁾

同条例は第一章為替手形、第二章約束手形、第三章通則、計四七条からなっていたが、第一章の為替手形の部分だけで四二条を占めており、岸本の言うように、裏書制度をともなした手形流通の確立にその目的があったことを示している。⁽³⁸⁾近代的商取引が行われる商業社会の実

現には、裏書制度をともなつた近代法技術の精華のひとつである西欧の手形制度の導入が不可欠であり、手形法の制定はまさに時代の要請であつたといえよう。

三 旧商法の編纂と岸本辰雄

1 岸本辰雄と商法編纂作業

明治一八（一八八五）年一二月、内閣制度が施行されると、参事院、制度取調局は廃止され、内閣法制局法制部が「民法訴訟法商法刑法治罪法及之ニ関スル命令ノ起草審査」を掌ることになった。

そして翌一九年三月、会社条例及破産法を施行しても、商法その他の部分がない以上、実効があげられないとして、またも商法全部の制定に立法方針は変更された。会社条例・破産法編纂委員に代わつて、法制局法制部に商法編纂委員が任命されたのである（図表2参照³⁹）。

また（図表3）をみると、この委員のメンバーは渡辺洪基（元老院議員）、塩田三郎（参事院議員）の二人を除いて、寺島委員長以下、会社条例・破産法編纂委員と同

じ顔ぶれであつた。なかでも一五年三月の商法編纂委員から継続して委員を勤めていたのは、鶴田、周布、長森、本尾、岸本の五人である。彼らは前述したように（注9、17、25）、七年から一一年にかけて、司法省で商法の立法作業が開始された段階から、ほとんど専従に近いかたちで商法編纂に携わり、ロエスレル草案の翻訳調査にも従事していた人達である。

会社条例を作成する機構は目まぐるしく変遷したが、実際にこの作業を進めた陣容は明治初期から変わらなかつたのである。明治商法はロエスレル草案を原形にしているとはいえ、まさに彼らによつて、起草作成されたと言つても過言ではないであろう。

五人のなかで、もっとも後から参加したのは岸本である。しかし、周布、長森、本尾が次々に商法編纂から離れていくのに対して、岸本は二三年の旧商法の公布、二五年の法典論争を経て、二六年の商法の一部（会社・手形・小切手・破産）施行、さらに新商法制定に至るまで一貫して商法編纂作業の中枢にいた（図表3、図表4参照）。

また岸本は、制度取調局で作成した商社会社条例案が不公布となった直後、『仏国商社会社法講義全』（明治二〇年三月刊、明治大学歴史編纂事務室所蔵）を著している。

この本は全一二章二〇八頁で、

緒言

第一卷 商社会社

第一章 会社ノ種類並ニ其義解

第二章 合名会社

第三章 差金会社

第四章 無名会社（一名株式会社）

第五章 共分会社

第六章 資本増減会社

第七章 会社ノ証拠及其公告

第八章 会社ノ解散

第九章 会社ノ結算

第一〇章 会社財産ノ分派

第十一章 裁判管轄

第二章 期滿免除

の構成をとり、慶応三（一八六七）年に制定されたフランスの商社会社法について講述している。

緒言のなかで岸本は、「仏蘭西法ノ主義ハ業已ニ諸君ノ熟知セラルム如ク他ノ文明国ニ於テモ普ク行ハルム所ナリ特ニ其会社法ノ如キハ大陸ニ於テ最モ行ハルムガ故ニ英法ニ相對シテ之ヲ大陸主義ト稱シテ独、伊、和、白等皆ナ此主義ニ則リテ其会社法ヲ設定シタルモノナリ……」と述べ、フランス商法は大陸主義と称され、ドイツ、イタリヤ、オランダ等の西欧諸国の商法と共通する事を述べている。

また、「（フランス）商法ハ民法ノ例外ナルヲ以テ商法ノ不備ナル所ハ民法ヲ以テ補ハサル可ラス就中此会社法ハ最モ不備ナルモノニシテ全ク民法ノ規定ヲ借ルニアラサレハ決シテ其完全ナルヲ得ズ特ニ株式差金会社及ヒ株式会社ノ如キハ千八百六十七年ノ会社法ニ依ルモノナルヲ以テ民法中ニハ勿論商法典中ニモ尚ホ其詳細ナル規定ヲ見ス……」と、フランス商法は民法の存立を前提とし

て制定されたものであり、民法の規定を借りることによつて商法の不備が補われることを強調した。

ところで、初期の明治法律学校関係者の商法編纂の関わりとして、商法編纂局時代の商法典の翻訳刊行がある。これは司法省による諸外国の商法典翻訳作業を引き継ぎ、一五年三月から一七年五月にかけて進められたが、その中心は仏国商法であった。なかでも次の二冊は商法編纂の参考となる、重要なものであったと思われる。

その一冊は、一五年八月に商法編纂局翻譯として銀座四丁目の博文本社から出されたリヒエール著の『仏国商法復説』（全四冊四篇、金沢文庫所蔵）である。原書は仏国法律博士アンシュエフ・リヒエールがフランス商法典の意義を反復説明したもので、六版を重ねていることから、広く流布されていた解説書であろう。松下直美、室田充美、井田鐘次郎、立木頼三、杉村虎一の五氏が共同で翻訳し、長森敬斐が校正している。松下はブスケのフランス商法講義の会の通訳をするなど、この分野の先駆的な役割を担った人物（注8参照）で、井田、立木、杉村および後述する福原直道はいずれも司法省法学校の同

期生であった。なかでも杉村は法学校時代には、明治法律学校の創立者岸本・宮城・矢代および磯部四郎とともに五人組と称された、親しい仲間で、明治法律学校では一四年の開校時から訴訟法と商法を担当していた。

他の一冊は商法編纂局閉鎖後に出版されたボワソナー⁽⁴⁰⁾著の『仏国商法講義』（全七冊）である。これはボワソナー⁽⁴⁰⁾にもっとも近かった杉村虎一（外務省参事官法律学士）と、福原直道（検事法律学士）および立木頼三（検事法律学士）の三氏が合訳し、長森敬斐（内閣法制局参事官商法編纂委員）、岸本辰雄（内閣法制局参事官法律学士商法編纂委員）の校閲で、「旧太政官商法編纂局反譯」として二〇年九月から二二年二月にかけて明法堂から出されたものである。

これは仏国商法を構成している第一編「一般商業」、第二編「海上通商」、第三編「破産及ヒ倒産ノ事」を細大もらさずに法律的経済的に論及したもので、とくに第一編第一部「商法ニ関スル人」では、第一卷「商人」、第二卷ノ上「商業帳簿」、同下「夫婦財産ヲ分ツ事」、第三卷「会社」にわたって詳説されている（仏国商法の構成に

ついでには、後述の「旧商法の公布」のところを参照されたい。

広告によれば、「この本は内閣をはじめ、司法省、各控訴院、諸裁判所からの注文が多く、初版はたちまち売り切れた」とある⁽⁴¹⁾。当時、文官高等試験の科目に商法があげられていたが、商法講義の完全な書が他にほとんどなかったことからよく売れた⁽⁴¹⁾。

そしてまた、同書の刊行は明治法律学校にとって、別の意味から重要なことであった。

明治法律学校は、校舎を明治一九（一八八六）年二月、数寄屋橋から駿河台南甲賀町一一番地に移し、翌二〇年度には、入学者が急増するなど活況を呈していた。

国会開設、条約改正を間近に控え、法律知識がますます必要となっていた当時の社会的状況を背景に学校は新しい制度を取り入れ、積極的な学校経営をこの頃から押し進めた。その例として、講義録を頒布し通信教育を行う「講法会の設立」（二〇年九月）や、司法省の重鎮（大木喬任、箕作麟祥、名村泰蔵、鶴田皓、ボワソナード）の「名譽校員」への任命、ボワソナードの講師就任などが

あげられる⁽⁴²⁾。

『仏国商法講義』の版元の明法堂（裏神保町七番地）は、それまで神田美土代町にあった明法堂の経営（権）を斎藤孝治が入手し、二〇年五月に『仏国商法講義』の版權を取得すると同時に、学校にほど近い裏神保町に開店したものとみられる。斎藤孝治は明治法律学校の影の創立者と言われた人物で、学監をしながら代言人を開業していた。

明法堂では、司法省および元老院の蔵書の独占販売や、明治法律学校が「法律知識の普及」をめざして発刊する『明法雜誌』、あるいは講師の著書（井上正一著『日本刑法講義』など）を発行しており、実質的には明治法律学校の出版局的な書店であったとみられる。そのなかでも、『仏国商法講義』の刊行は成功したのであろう。

また本学の校友代言人は明法堂開店と同時に同じ場所に、代言人の業務を共同で行う「明法社」を設立している。明法堂も明法社も両者は分離したのではなく、斎藤孝治が主宰する明治法律学校の外郭団体のようなものであったとみられる。

いずれにしても、これらの明治二〇年前後の一連の動きは、国会開設を前に講師たちの法典編纂事業への参画や、校友代言人たちの民権運動などの政治活動の展開で、当時、明治法律学校が情熱と熱気に溢れていた、その状況を反映したものであったといえよう。

2 法律取調委員による民・商法典編纂

民法・商法の編纂は条約改正交渉により、大きな影響を受けた。

この時すでに公布されていた法典は刑法、治罪法の一部にすぎず、条約改正の前提として泰西法理に基づく近代的な諸法典の完備が必要となり、明治一九（一八八六）年八月、外務省に法律取調委員会が設けられた。⁽⁴³⁾委員長には外務大臣井上馨、委員に特命全権公使西園寺公望、司法次官三好退蔵、ボワソナード、カーキード、ルドルフ、書記として、今村和郎、栗塚省吾、本田康直、出浦力雄、都築馨六がそれぞれ任命されたが（図表3参照）、この外務省法律調査委員会は民法を中心としたものであった。

ここで、それまでの民法の編纂経過を要約する。

明治一三（一八八〇）年四月に元老院に設置された民法編纂局（総裁大木喬任）では、フランス民法を母体にボアソナードの起草する草案を中心に編纂が進められ、一九年三月、財産篇、財産取得篇一千余条が成した。翌四月、民法編纂局は閉鎖され、代わって司法省の民法草案編纂委員が起草中であつた人事篇の編纂を継承した。その後、条約改正交渉のため、民法の編纂は同年八月、外務省の法律取調委員会に移管されたのである。

さらに翌二〇年四月、法律取調委員会には副委員長として陸奥宗光が、委員に元老院議員官筭作麟祥、ロエスレル、モッセ、ベルヒマンらが加わつた。⁽⁴⁴⁾

またこの時、民法と商法との抵触矛盾を取り除くため、法制局の商法編纂委員長および委員を免じ、その事務を法律取調委員会に移した。法律取調委員会で民法・商法の両法典を起草することになったのである。

その後、井上外相による条約改正が外国人法官問題のため一頓挫し、二〇年一〇月、井上委員長、陸奥副長は辞職した。代わって司法大臣山田顯義が委員長に任命さ

れ、新委員会は司法省へ移管となり(図表2参照)、ここで法典編纂は組織と陣容を整え、新たな段階を迎えることになった。

翌一月に発足した司法省法律取調委員会では、山田委員長の新構想による機構改正と審議方針が打ち出され、法律取調委員八名、法律取調報告委員一六名の新委員が任命された。報告委員は従来の法律取調委員書記に代わって設けられたもので、取調委員は報告委員の報告説明を聞いて議案に討議決定を行い、報告委員は草案を起草、調査翻訳し審議会に報告したが、審議会における議決権はなかった。

井上辞任とともに陸奥宗光、蜂須賀茂韶、西園寺公望は解任され、三好退三、箕作麟祥は残留し、新たに大審院長尾崎忠治、元老院議員細川潤次郎、同鶴田皓、同清岡公張、大審院第一民事局長南部甕男、東京控訴院長西成度、元老院議員渡正元、同村田保が法律取調委員に任じられ、※法制局参事官今村和郎、※同本尾敬三郎、司法大臣秘書官栗塚省吾、大審院評定官寺島直、同奥山政直、同岡村為蔵、※法制局参事官岸本辰雄、外務大臣秘

書官都築馨六、外務省取調局次長加藤高明、※司法書記官井上正一、司法省参事官本田康直、司法省民事局次長小松済治、※控訴院評定官長谷川喬、※同今村信行、同工藤則勝、※検事磯部四郎、※同光妙寺三郎、※司法省参事官熊野敏三、同高野真遜、司法書記官出浦力雄等が報告委員に任命された(※は明治法律学校講師。図表3、図表4参照)。

山田委員長は、司法省で法典編纂を引き受ける際、委員の人選を一任することを条件に、伊藤から了解を得ていた。山田はこれらの人選にあたって、とくに報告委員には、「原案多ク外人ノ手ニ成ル故ニ外法ニ通シ實際ニ熟スル者ヲ延テ査定セシメサル可カラスト 乃チ法学者裁判官二十余名ヲ技テ之カ報告委員ト為ス」と、フランス法学を学んだ若手の実務畑の俊秀で固めたのである。

このうち、今村和郎、本尾敬三郎、栗塚省吾、寺島直、加藤高明、本田康直、長谷川喬、今村信行、出浦力雄らは山田が明治二二(一八八九)年一〇月に設立する日本法律学校(日本大学の前身)の講師に就任しており、報告委員の人選のなかにすでに、山田の民法制定の

理想が打ち出されていたとみられている。⁽⁴⁷⁾しかしまた、このことが法典論争の遠因にもなったのであるろう。

法律取調委員会では、民法、商法および訴訟法（さらに人事篇）ごとに専門の組をつくり、「民法組合」「商法組合」に分かれて編纂作業をすすめた。民法の編纂組合長は西成度が就任し、報告委員は今村和郎、栗塚、寺島、井上、本田、磯部、光妙寺、高野、熊野らのフランス法学派を主体とするメンバーであった。⁽⁴⁸⁾

また商法草案の下調べを本尾、岡村、岸本、加藤、長谷川、長森が行っていることから、彼らが商法編纂組合の報告委員であったとみられる（図表3参照、商法の編纂組合長は不詳）。

山田委員長長の審議の方針は法律取調委員会略則一〇カ条に要約されている。法律取調べの目的は民法商法訴訟法の草案中、実行不可能のものや他の法律規則に抵触するものを審査し、その際、法理の得失、実施の緩急、文字の当否といった点についての議論は許さず、法典編纂の常識と相容れないものに限定して審議を行うとしていた。⁽⁴⁹⁾

商法の審議をみると、商法編纂委員が提出した草案は旧法律取調委員会（外務省）の商法読会（第一次、一九年三月から十一月、七六回、第二次、二〇年二月から四月、三二回）において、すでに審査されていた。これを引き継いだ司法省の法律取調委員会では、二〇年一二月一日に商法編纂組合の審議を開始した。

第一回の草案議事の速記録によれば、第二章（商業登記簿）一八条から始められ、山田委員長長の「ヤリマシヨウ」の言葉とともに、出席した細川、箕作、清岡、尾崎、渡、村田、西、鶴田の各法律取調委員は検討しながら、同席した岸本、本尾の両報告委員に質問している。ここでは案文の「商号」をめぐって、岸本は立案理由、⁽⁵¹⁾ 作案に至る詳細等について熱弁をふるっていた。

法律取調委員は法案の内容を理解するのが精一杯で、それ以上の批判なり代案提出等は容易になし得ない状態であった。一方、取調報告委員はすでに数年来、草案を調査し案文の確定を手がけてきていたので、禁止されていた法理の得失や実施の緩急等について触れる発言や代案提出をときおり試みた。しかし、毎回一五条以上の審

M27.7～

法典調査会委員

総裁 伊藤博文 (～M29.11)
 松方正義 (M29.11～)
 副総裁 ●西園寺公望 (～M29.11)
 * 清浦圭吾 (M29.11～)

委員 * ●南部 甕男 (M27.3～)
 * ●村田 保 (M27.3～)
 * ●岸本 辰雄 (M27.3～)
 ●都築 馨六 (M27.3～)
 * 井上 正一 (M27.3～)
 * ●長谷川 喬 (M27.3～)
 * ●磯部 四郎 (M27.3～)
 * ●横田 國臣 (M27.3～)
 木下 廣次 (M27.3.～30.3)
 * ●富井 政章 (M27.3～)

* ●箕作 麟祥 (M27.3～)
 末松 謙澄 (M27.3～30.1)
 伊東 巳代治 (M27.3～30.1)
 * 金子 堅太郎
 ●三浦 安 (M27.3～)
 ●穂積 陳重 (M27.3～)
 * ●奥田 義人 (M27.3～)
 * ●高木 豊三 (M27.3～)
 * ●本野 一郎 (M27.3～29.9)
 * ●土方 寧 (M27.3～)
 * ●田部 芳 (M27.3～)
 * ●尾崎 三良 (M27.3～)
 ●菊地 武夫 (M27.3～)
 ●鳩山 和夫 (M27.3～)
 山田 喜之助 (M27.3～30.1)
 三崎 龜之助 (M27.3～31.1)
 星 亨 (M27.3～28.5)
 元田 肇 (M27.3～)
 ●中村 元嘉 (M27.4～)
 西 源四郎 (M27.12～30.4)
 * ●重岡 薫五郎 (M28.5～)
 岡野 敬次郎 (M28.12～)
 神 知常 (M31.1～)
 富 銚太郎 (M31.1～)
 河 謙三郎 (M31.1～)
 波 沢 栄一 (M31.1～)
 鶴 原 定吉 (M31.1～)
 阿 部 泰藏 (M31.1～)
 加 藤 正義 (M30.9～)
 内 田 嘉吉 (M31.9～)
 寺 尾 亨 (M30.11～)

* 穂積 八束 (M27.3～) (●=商法会議出席者 M28.9)
 * ●梅 謙次郎 (M27.3～) (*=商法委員会出席者 M29.5～30.12)

(『日本商法典の編纂と其改正』『日本近代立法叢書』より)

図表4 法典編纂委員名簿（その2）

M20.11 ~ 24.5 法律取調委員 法律取調報告委員	M25.10 ~ 民法商法施行取調委員
○委員長 山 田 顯 義	
委員 三 好 退 三	
尾 箕 麟 祥	
細 崎 忠 治	
鶴 川 潤 次 皓	
清 岡 公 張	
南 部 夔 男 度	
西 村 成 保	村 田 保
渡 田 正 元 郎	
報告委員 ● 本 尾 塚 省 三 郎 敬 三 郎 吾 直 敬 藏 雄 六 明 一 直 治 喬 人 行 勝 郎 郎 遜 三 雄 斐 吉	本 尾 敬 三 郎
● 栗 寺 奧 山 村 本 築 藤 上 田 松 川 坂 村 藤 部 寺 野 野 浦 森 辺	岸 本 辰 雄
● 岡 岸 都 ● 加 井 本 小 ● 長 谷 川 三 今 工 磯 光 妙 高 熊 出 ● 長 渡	長 谷 川 喬
	熊 野 敏 三
	横 木 田 國 臣 富 下 廣 政 次 松 井 政 貞 一 穂 野 積 八 東 梅 積 八 謙 次 小 畑 美 稻

(● = 商法草案下調べ担当)

議を消化するため決然と議事を進行する山田委員長の前では、問題の掘り下げは充分になされたとは言えず、法律取調委員らに不満が残ったことが想像される。⁽⁵²⁾

商法草案の審議は他の諸法に先駆けて進捗し、二一年六月までに一一二〇条の草案の審議が完了した。さらに再調査案の審議が同年一〇月に行われ、翌二二年一月に商法草案全部（一〇六八条）は元老院に付議された。⁽⁵³⁾

同年六月、元老院で可決された旧商法は翌二三年四月、公布され、二四年一月から施行されることになったのである。

以上の商法草案審議の経過をみると、商法の編纂は一九年三月に旧法律取調委員会において草案が審議される前の段階、つまり一四年四月に始まるロesslerを中心とする商法草案の作成から、二〇年四月に商法編纂委員会が閉鎖されるに至る迄の間に完成していたとみることが出来る。実際これらの作業の中心となっていたのは、各編纂委員の構成メンバーの推移（図3、図4参照）から察すると長森、本尾、岸本の三人であったとみられる。旧商法の草案はロessler草案を原型に、これらの

法制官僚の実務者によって作成されたといえよう。

3 旧商法の公布

公布された旧商法は、一〇六四条からなり、明治二一（一八八八）年六月に法律取調委員会が内閣に提出した草案一一二〇条より五六条少なくなっている。ここでは条文の内容まで立ち入って検討することはできないが、法案の構成からみると修正されたのは、第一編第二章「為替証券及引出切手」が「手形及切手」となり、同第三節「引出切手」が「小切手」となっているにすぎない。

旧商法はロessler草案をもとに、フランス商法等を参考にして編纂されたものであった。ロesslerはドイツ人であったが、岸本が『仏国商事会社法講義全』のなかで述べているように、ドイツもフランスも大陸主義といわれる共通した概念から商法がたてられており、はたして、それらはどのように異なるのであろうか。

〈図表5〉は商法（草案）を比較するため、法典の構成を列記したものである。①はロesslerの商法草案

(明治一七年一月)、②は仏国商法で、二三年一二月に岸本が著した『仏国商法講義』からによる。二〇年九月にポワソナードの『仏国商法講義』も翻訳出版されているが、同書は日本人に判りやすくするため、ポワソナードが補足説明を入れている部分があり、岸本の『仏国商法講義』のほうが仏国商法典の骨組みをそのまま伝えていゝる。③は二三年四月に公布された、いわゆる旧商法である。

共通する商法典全体の構成は大別して四つの法、つまり(一)いわゆる商法(会社法・手形法)、(二)海商法、(三)破産法、(四)商事裁判所の四編からなっていた。

旧商法は四編の商事裁判所の部分を欠き、全三編構成であった。全体の枠組みはロエスレル草案をそのまま踏襲しているが、第一編の後半を占める手形法の部分が著しく簡略化されている。

また商法典の特色として、福島正夫氏は次の点をあげている。⁽⁵⁴⁾

(1) 全編の総則として、「商事ニ於テ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習及ヒ民法ノ成規ヲ適用ス」として、

第二次法源として商慣習と民法を同列においたこと。

(2) 商業登記簿・称号・商業帳簿の規定が設けられたこと。とくに商号については東京商工会からの規定不要論を排して、商号単一の原則および商号専用の原則が定められていること。

(3) 会社法の規定のなかに有限会社の内容をもつ、ロエスレルの創意による英法の主義をとった合資会社は含めだが、重要なこととして合併に関する規定を全く欠いていること。

(4) 運送及び保険についての規定を設けたこと。しかし倉庫営業に関する規定は欠けていた。

(5) 手形法が制度的に整備充実されたこと。具体的には手形の金額制限が廃止され、定期払手形の提示期間が延長されたこと。

(6) 破産法の規定が商法第三編として整備されたこと。

明治二三(一八九〇)年四月に民法・商法が公布されると、明治法律学校ではこれに対応して、同年六月講法会から講義録の号外として、『商法』(公布商法全文)を

図表5 商法(草案)の比較

<p>① ロエスレルの商法草案 (M17年) (一一三三条)</p>	<p>総則 第一編 商ヒ一般ノ事 第一卷 商事及商人 第二卷 商業登記簿 第三卷 商業屋号 第四卷 商業帳簿 第五卷 代理人及商業使用人 第六卷 商社 総則 第一章 合名会社 第二章 差金会社 第三章 株式会社 第七卷 商事上ノ契約 第八卷 商業取次人、仲立人、仲買人 第九卷 運輸受負人、運輸營業人 第十卷 売買 第十一卷 債 第十二卷 為替手形及支払切手 総則 第一章 他払為替ノ振出 第二章 裏書讓渡 第三章 承諾 第四章 榮譽承諾 (立入) 第五章 為替保証 第六章 支払 第七章 榮譽支払 第八章 償還要求</p>
<p>② 仏国商法 (M23年 岸本『仏国商法講義』)</p>	<p>総論 第一編 一般ノ商事 第一卷 商人 第二卷 商業帳簿 第三卷 会社 第四卷 財産ノ分離 第五卷 商人集会所、手形売買世話人、商業世話人 第六卷 質及ヒ仲買人 第七卷 売買 第八卷 為替手形及ヒ約束手形</p>
<p>③ 公布商法 (M23年4月) (一〇六四条)</p>	<p>総則 第一編 商ノ通則 第一章 商事及ヒ商人 第二章 商業登記簿 第三章 商号 第四章 商業帳簿 第五章 代務人及ヒ商業使用人 第六章 商事会社及ヒ共算商業組合 商事会社総則 第一節 合名会社 第二節 合資会社 第三節 株式会社 第四節 罰則 第五節 共算商業組合 第七章 商事契約 第八章 代弁人、仲立人、仲買人、運輸取扱人及ヒ運送人 第九章 売買 第十章 信用 第十一章 保險 第十二章 為替證券及ヒ引出切手 総則 第一節 為替手形 第二節 約束手形 第三節 引出切手</p>

- 第九章 拒証書
- 第十章 逆為替
- 第十一章 為替備金
- 第十二章 為替訴訟

第二編 海商

- 第一卷 船舶
- 第二卷 船舶所有者
- 第三卷 船舶債主
- 第四卷 船長及船員
- 第五卷 船漕契約
- 第六卷 海失
- 第七卷 船舶書入契約
- 第八卷 海上保險
- 第九卷 滿期得免

第三編 倒産

- 第一卷 倒産申渡
- 第二卷 倒産ノ効驗
- 第三卷 別取權
- 第四卷 警備処分
- 第五卷 倒産品ノ管理及売却
- 第六卷 債主
- 第七卷 和解
- 第八卷 配当
- 第九卷 有罪倒産
- 第十卷 一身上ニ係ル倒産ノ結果
- 第十一卷 支払猶予

第四編 商事ニ係ル争論

- 第一卷 仲裁裁判人
- 第二卷 裁判執行

第二編 海商法

- 第一卷 船舶及ヒ其他ノ海船
- 第二卷 船舶ノ差押及売却
- 第三卷 船舶所有者
- 第四卷 船長
- 第五卷 水夫及ヒ乗組員ノ雇入及雇賃
- 第六卷 船舶賃借契約
- 第七卷 積荷目録
- 第八卷 船舶ノ賃借料
- 第九卷 冒險貸借契約
- 第十卷 海上保險契約
- 第十一卷 海損
- 第十二卷 投荷及分担
- 第十三卷 時効
- 第十四卷 拒訴

第三編 破産、懈怠破産、詐欺破産

- 第一卷 破産
- 第二卷 懈怠破産、詐欺破産
- 第三卷 復権

第四編 商事裁判所

第二編 海商

- 第一章 船舶
- 第二章 船舶所有者
- 第三章 船舶債權者
- 第四章 船長及ヒ海員
- 第五章 運送契約
- 第六章 海損
- 第七章 冒險貸借
- 第八章 保險
- 第九章 時効

第三編 破産

- 第一章 倒産宣告
- 第二章 倒産ノ効力
- 第三章 別除權
- 第四章 保全処分
- 第五章 財団ノ管理及換価
- 第六章 債權者
- 第七章 協諾契約
- 第八章 配当
- 第九章 有罪破産
- 第十章 倒産ヨリ生スル身上ノ結果
- 第十一章 支払猶予

出した。

またこれとは別に、明治法律学校の講師は両法典の注釈書『正義』（民法正義・商法正義、明治大学歴史編纂事務室所蔵）を出版するため同年五月、講法会内に新法註釈会を設立した。これは講義録を頒布し、通信教育によって法学教育を行う講法会のシステムを利用して、新法典の注釈書を広めようとするものであった。

新法註釈会規則によれば、著者は岸本、宮城、熊野、長谷川、今村和郎、井上正一の六名。民法・商法とも毎月各一冊宛発行し、『民法正義』は五千ページ、『商法正義』は三千ページを以て完結。正価は民法が一冊八五錢、商法が五〇錢であった。

『民法正義』は実際には、二三年七月から二四年にかけて一六冊刊行され、岸本、宮城、熊野、井上と亀山貞義（会則にはなし）が書いている。

また『商法正義』は岸本と長谷川の二人が書き、全七卷（一四冊）であった。このうち長谷川が、第一卷（諸言、総則、第一編第一章から第五章まで）と、第五卷（第十一章保険）、第六卷（第二編海商）、第七卷（第三

編破産）を、岸本は第二卷（第一編第六章）、第三卷（第一編第七章）、第四卷（第一編第八章から第十章まで）を書いている。岸本の執筆は、商法の根幹をなす「会社法」に相当する部分と商事契約、代弁人、売買、信用等の商業の補足部分であった。

長谷川が商法編纂に参加したのは、二〇年一月に法律取調報告委員に任命されたからであるが、前述したようにロエスレルの愛弟子であったことからか（注（一）参照）、これ以後の商法の編纂・制作作業のなかで中心的な人物になっていったとみられる。

『商法正義』の諸言の文言からは、旧商法の草案作成に渾身してきた岸本、長谷川の情熱が読み取れる。

四 「二大法典」論争と明治法律学校

1 法典論争における商法

明治二三（一八九〇）年四月、民法・商法典が公布された。ところが、早くも翌五月には法典の延期・断行をめぐって論争が始まった。

この論争は一般に「民法典論争」といわれ、民法（性格的には身分法の問題）についての論争として研究されてきた。だが、貴族院の討論のなかで谷干城が「民法商法の三千条を読んだか読まないか」と鳥尾小弥太と応酬していたことからわかるように、当時、論争していた人々の意識としては民法と商法両法典三千条全体が問題であったのである。論争は両法典をめぐって展開し、商法に対しても施行延期意見が噴出した。

その端緒は同年六月、元老院が可決上奏した「商法施行延期ヲ請フノ意見書」である。施行されるまでの準備期間が短いことと、二三年の恐慌に論及して、経済が不振の時に新しい商法を施行する困難さを主張した。これに対して政府は七月、「元老院議長上奏商法延期ノ義採用セラレサル件」を上奏し商法の断行を主張した。⁵⁶⁾

民法より二年早く、それも公布後わずか八ヶ月余りで商法を政府が断行しようとした背景には、「国内外とも最初に起こる法律問題は商取引に関わるものである」とする商取引の重要性の認識が第一にあったほか、⁵⁷⁾ 実質的なこととして、商法施行による商業登記の手数料と罰則

金を国庫の新たな財源（二四年の歳計予算では五〇万円）にすることを見込んでいたからであった。⁵⁸⁾

また商法の施行延期の意見は民間からも出された。同年八月、東京商工会は施行延期論の首唱者として全国の商法会議所に、延期論への賛同を呼び掛けた。他方、大阪商法会議所は、一二月、商法実施断行意見を決議し、神戸商法会議所も断行論を支持した。⁵⁹⁾

このように実業界の商法の実施・延期をめぐる意見は東京と大阪では対蹠的であった。とくに大阪商法会議所が商法を支持した背景には、条約改正の利益を重視したことや会社法、身代限り法および手形小切手の規則の制定を望んでいたことがあげられる。当時、大阪地方の主な産業である綿糸紡績業は二三年の恐慌によって甚大な打撃を受け、外国製品との競争に活路を見出す結果となった。そのため関税自主権の確立、同業者間の競争の排除等が最大の関心となり、法典制定における観念的な面目論より経済的な利害を優先するようになっていたからである。⁶⁰⁾

また商法施行延期を支持した東京商工会においても、

有力会員の阿部泰蔵は、会社法の無いことからくる諸弊害を論じ、もし、商法全部の延期が行われないうとするならば、まず会社とこれに関連する商業登記および破産に関する条項を施行せよと主張した。商法施行延期論の東京においてさえも会社に関する法的規制の欠如の弊害が実業界、経済界では認識されていた(『東京経済雑誌』の社説など)。

二三年一月、第一回帝国議会が開会されると、東京米会所肝煎・東京米穀倉庫会社社長永井松右衛門(大成会)らによって、商法施行を民法の施行期日である二年一月一日まで延期する「商法及商法施行条例施行期限法」が提出された。この案を契機に、商法の断行・延期の議論は議会論争に移された。

以下、福島正夫氏の「法典論争と旧商法の一部施行」(『日本資本主義の発達と私法』第二章 近代的私法の形成)を中心に商法施行延期法案の成立過程と商法修正運動の展開とをあとづける。

商法施行延期法案の議会提出に際して、賛成者三〇名のうち、内訳は大成会一九名、立憲自由党四名、立憲改

進黨五名、無所属二名で、大成会の主唱の下に超党派的に賛同者が集まっていた。提案理由書では、①民法と商法は鳥の両翼のように相まって効用をなすものであり、同時に施行すべし、②法律に不慣れた商業家にすぐに大法典を遵守させるのは酷である、③商法はわが国の商業程度に依準しない、等が主張されていた。

延期説の賛成論者は、『東京日日新聞』明治二三年二月一七日によれば、「英吉利法学者、東京代言人(高梨氏を除く)、改進黨の多数、大成会の多数、立憲自由党の幾部分、中立者の多数」であり、反対論者は「曾て同法編纂委員として司法省に関係ありし仏法学者、大阪神戸辺の議員中、立憲自由党員の小部分」であった。

本法案が上提された一二月一五日の衆議院本会議で、賛否各々八名の討論が行われた。賛成討論者は永井、元田馨、大谷木備一郎、田中源太郎、末松謙澄、関直彦(以上大成会)、岡山憲吉(立憲改進黨)、小西甚之助(立憲自由党)で、元田、岡山、大谷木、関らは当時のそうそうたる英法系の代言人、記者で、田中は京都株式取引所頭取であった。京都の財界は大阪・神戸とは異な

り延期を主張しており、政党内部と同様に、実業界でも意見が錯綜していた。

また反対論者は、豊田文三郎、菊地侃二、井上角五郎、家永芳彦（以上立憲自由党）、末松（光妙寺）三郎、宮城浩蔵、高梨哲四郎、井上正一（各無所属）で、無所属組はみな名だたる仏法学者であった。ここで強調されたのは、①会社法・身代限法の不備の指摘、②慣習の不統一とその後進性、③商業の積極的な革新改革を商法の施行によって行う、等であった。

衆議院の採決の結果は一八九対六七の圧倒的多数で、延期案は可決された。

貴族院での延期賛成派は、渡辺甚吉、下郷伝平、山口尚芳、村田保、三浦安、穂積陳重らで、反対派は渡辺元、平田東助、岡内重俊、加納義宣、榎村正直、周布公平、渡辺清らであった。貴族院は元来、政府の勢力が強くと、官吏出身者は政府御用の役割をつとめ、法制局の役人、平田、周布らはその傾向が強かった。だが、山口、村田、三浦ら前の元老院議員は法案に賛成した。

商法の延期法案は貴族院では一〇四対六二の大差で可

決され、成立した「商法及商法施行条例施行期限法」は二三年一月に公布された。商法の施行は二六年一月まで延期となったのである。

延期法案の議会通過は政府の威信を傷つけた。なかでも法典編纂を主宰してきた山田法相は、強いショックを受け、商法延期が決定すると病気を理由に辞表を提出し、慰留に応ぜずその職を去った。後任には大木喬任枢密院議長が兼任となった。⁽⁶²⁾

ちょうどこの時期は、二三年からの恐慌によって倒産する会社が続出し、二四年の七、八月には『東京経済雑誌』の社説にみられるように、会社法の速やかな実施を求める声が高まっていた。閣内でも修正委員設置説が出たが、田中法相の反対で見送りとなっている。

また二四年の暮れの第二議会でも、衆議院においては、商社法・破産法だけを二五年三月から施行する「商法中一部施行法案」が通過する寸前までいった。しかし、政府はこれらの修正案には耳をかさず、原案通りの断固施行方針を変えなかった。⁽⁶³⁾

二五年になると、法典論争はますます激化した。四月

には、法典反対論の代表として穂積八束、奥田義人ら英法学派は「法典実施延期意見」を『法学新報』の社説に掲げた。このなかで民法の実施反対について多く論じているが、商法についても商業帳簿・破産・海商などについて、かなり詳しい論陣を張って民法とともに商法の施行にも反対した。⁶⁴⁾

同じころ大審院司法官の不道徳な行状が問題となった弄花事件が明るみになると、田中法相はこの事件の決着をみないうちに引責辞表を出し、依願免職となった。法相の辞職の真因は問題未決の弄花事件よりむしろ、法典問題失敗の責任をとったものであると、当時の新聞は暴露していた。弄花事件は大審院判事たちのスキヤンダルでしかなかったが、事件の真相が明らかになる前に法相が辞職したことは、もっと大きな問題としてあった法典問題の失敗を政府が認めるという結果になった⁶⁵⁾(この事件で被告となった司法官七名のうち、少なくとも四名は仏法学派であった)。

同年五月には、一方、法律を運用する側の大審院長他判事、大阪控訴院・各地方裁判所の司法官や、大阪商業

会議所等の法曹界および実業界からは「法典実施ノ意見書」が相次いで提出された。実務者側では商法の施行を要請していたのである。

また五月に召集された第三議會では、貴衆両院で「民法・商法施行延期法案」が提出された。貴族院議員村田保は「民法・商法典の施行を修正するため二九年一二月三一日までの延期」を提案し、貴族院では一二三対六一の圧倒的な大差で可決した。衆議院でも鳩山和夫、元田肇らによって同様な延期案が出されたが、一五二対一〇七という比較的少差でこれを可決した。

しかしながら衆議院においては、商法のうちの「商業社会及ヒ破産ニ関スル規定」について、これを二六年四月一日から施行する但書をつけて部分的ながら、商法の施行を早めることを決議していた。貴族院と同様な延期法案とはいえ、この差異は重要であった。

なぜなら、二九年末までの「民法・商法施行延期法(民法・商法延期法)」は二五年一一月に公布されたものの、そのわずか四ヵ月後の二六年三月には、「商法及商法施行条例中改正並施行法律」が公布され、商法につ

いては、その主要部分である会社・手形・小切手・破産に関する法律だけは同年七月に施行されることになったからである。

このように民法と商法が分離され、商法典だけ、その施行が早まった背景には、一四年から二五年にかけて「民法典」をめぐる法典論争が白熱化する裏面で、東京商業会議所が商法の修正施行を政府へはたらきかけた⁽⁶⁶⁾り、また少差の票決にみられるような衆議院における断行派勢力の顕著な伸長があげられる。

ところで、法典論争の性格については、法理の相違による純粋な学問的な論争というより学派間の権力抗争の側面が強かった、というみかたもある。⁽⁶⁶⁾しかし、法典論争が学者間、あるいは実業界だけで行われていたならば、公布法典の実施延期、さらに根本的修正という事態に立ち至ることはなかったかもしれない。法典論争が政界で熾烈に行われた根底には、条約改正交渉にからむ政府内の意見対立が尾を引いていたことも指摘されている。⁽⁶⁷⁾

また実業界では、商法典の施行期日をめぐる意見の対立が表面化するなかで、二三年九月、商業会議所条例が

公布され、経済発展を背景に全国各地に商業会議所が派生した。東京商工会は二四年一月に解散し、代わって東京商業会議所が設立された。

商法典施行は実業界にとって切実な利害をもつものであっただけに、商法施行へ実業界は動いた。なかでも商法施行に反対し延期を主張していた東京商業会議所が二五年六月、「商法及商法施行条例修正意見」を発表し、消極的ながら商法施行の方向へ態度を変換したことの影響は大きかった。⁽⁶⁸⁾

この背景には、日本経済が発展し商取引の近代化が著しく進出したことがあげられる。具体的には、①証券市場の確立、②商業手形流通の発達、等である。⁽⁶⁹⁾このように近代的な商取引が実質的に盛んに行われてくると、これを規制する法が必要となるのは当然で、商法の全面廃止を求める意見はむしろ弱かった。経済界にとって、安定した商業活動の保証と会社制度の整備が緊要になったのである。

会社法についてみると、その制定は一九年六月に、制度調査取調局の会社条例編纂委員会による会社法草案が

施行される寸前までいった経緯もあり、さらに二〇年代に入ると、景気変動はあったものの経済社会の成長を背景に、商法（なかでも会社法）の法制整備が民間から要請され、商法は法典論争の渦中から、民法から分離して実施されることになったのである。この点からみるならば、会社法は維新法の時代に上から啓蒙的に制定された法律とは違って、民意が反映されたものであり、大きな進歩であった。

当時、「人事編民法を延期せしめ、民法商法を延期せしむ」という風評があったと梅謙次郎が述べたそうであるが、これは人事編のつまづきが民法全体の制定を延期させ、また民法をめぐって白熱化した法典論争が商法の施行を延期させたことを表現している。さらに言うなら、商法全体の施行延期が最も緊要にあった会社法の制定を阻止したのであった。

2 旧商法の修正施行と岸本の退官

旧商法の主要部分（会社・破産・登記）が修正施行されるに至った過程をもう少し詳しくみる。

明治二五（一八九二）年六月、民法商法施行延期法案が第三議會を通過直後、伊藤首相は法典の一部施行の可否および限界を調査するため、民法商法施行取調委員会を設置した。西園寺公望を委員長に司法官、学者、貴族院議員ら一二名が任命された。（図表4参照）。

×村田 保（貴族院議員）

●本尾敬三郎（大審院判事）

●岸本辰雄（同）

●長谷川喬（東京控訴院判事）

●熊野敏三（司法省参事官）

×横田國臣（同）

×木下廣次（法科大学教授）

×富井政章（同）

×松野貞一郎（東京控訴院判事）

×穂積八束（法科大学教授）

●梅謙次郎（同）

●小畑美稻（貴族院議員）

このうち×印は延期派で、●印は断行派であった。⁽⁷⁾ 延期派のうち、村田はドイツ法調査のためプロシアへ留学し

たことがあり、貴族院で延期論の口火を切った人物である。木下、富井はフランス法学者（明法会会員）であったが、独自の政治的立場より法典断行に反対していた。⁽¹²⁾ これからもわかるように法典論争では、党派、学派を超越して自説を主張する面々があり、単純に区分できないことが、いっそう論争を錯綜させていた。また断行派の委員は本尾、岸本、長谷川の商法編纂の実務者や、後に和仏法律学校校長となる仏法学派の首領梅謙次郎らであった。

委員長西園寺は日頃の持論より断行派とみられたが、決裁投票権を有せず、ただ討議の整理進行をはかったので、呉越同舟、断行延期両派からなる委員会は進捗した。

審議の結果、商法のうち会社・破産・手形はこれを修正して施行し、その他は延期することに決した。これをうけ一月二二日、「商法民法施行延期法案」を公布するとともに、第四議會に「商法及商法施行条例中改正並施行法律案」を政府原案として提出するに至った。ここで、会社法を軸とする商法の主要部分を民法に先行して

実施する見通しをつけたい政府は、一二月二日の貴族院における審議開始にあたって、次のような提案理由を述べた（山県法相）。「会社の恐慌又は会社の破産多くは投機者流のために法の網の疎外なるより……大に此会社に被害を与へ、その弊害匡正のために「会社法の実施は目下最も緊急」とし、また「破産法は此会社法の実施上最も有効の力を有」するもので、さらに商工業発達のため信用取引に依存すべき時「現行の手形法は信用取引の媒介者」としてはなほだ不十分であり、会社法・手形法・破産法の施行が急がれると。⁽¹³⁾

政府原案ではその施行期日は二六年一月一日とし、そのため、議會へ緊急審議を要請したことから政府がいかに急いでいたかがわかる。また商法五三、施行条例八にのぼる改正条項の大半は、東京商業會議所の修正案を受け入れたものであった。

この後、貴衆両院で急ピッチで審議が進められ、二月二三日に貴族院を通過した「商法及商法施行条例中改正並施行法律案」は同年三月四日公布され、同年七月一日から実施されることになった。これがいわゆる旧商法

で、商法典のうち、会社、手形および破産の部分が施行されたのである。手形の部分は明治一五年制定の爲替手形約束手形条例に代わり、会社及び破産の部分は全く新たに施行された。この時、施行から外された第一編の会社以外の部分と第二編海商は、根本的に修正されることになった。

これと前後して政府は、民法典とともに商法典の修正のため、二六年三月に法典調査会規則を公布した。翌二七年三月から三一年一〇月にかけて、法典調査会総裁、副総裁及び委員が任免された。総裁には伊藤博文（後任は松方正義）、副総裁には西園寺公望（後任には清浦奎吾）、委員には箕作麟祥、南部甕男他四〇名が任免されている。〈図表4〉で委員会の陣容をみると、仏法学派の断行論者では梅謙次郎、岸本、井上正一、長谷川喬、磯部四郎、高木豊三、富谷銆太郎などが委員であった。しかし全体から見れば少数で、英法学派や独法学派の台頭、仏法学派の退行は明瞭であった。

法典調査会では民法と商法は別々に修正案起草委員が命ぜられ、審議も分かれて行われた。商法修正案起草委

員には岡野敬次郎・田部芳・梅謙次郎が、同委員補助には志田鉦太郎・加藤正治、また民法修正案起草委員には穂積陳重・梅謙次郎・富井政章が、同補助には仁井田益太郎・仁保亀松・松波仁一郎がそれぞれ任命されている。⁷⁴法典調査会商法会議、商法委員会に出席していた委員は〈図表4〉で*印を付けた。

商法修正案の審議会は二八年九月から三〇年一二月まで計一二四回行われ議了した。この間、これら会議に岸本、井上、長谷川、磯部、高木はほとんど休まず出席していた。三〇年一二月から三一年一二月までさらに一年間、商法整理会議で審議された新商法（六七〇条）は、三二年三月公布され、同年六月施行されるに至った。⁷⁵

〈図表6〉は、明治法律学校講師の法典編纂への関わりをまとめたものである。司法省法学校出身の講師たちは法典論争において、明法会、法治協会を結成して民法擁護、施行断行を盛んに主張したため、民法を専門としていた印象が強い。しかし岸本をはじめ、井上、磯部は商法にも関わっており、また法学校出身者以外の、法制局で岸本の同僚であった本尾・今村や長谷川は商法が専

図表6 明治法律学校講師と法典編纂

出身	氏名	仏学会	明法会	明治法律学校講師就任	官職	M19.3 民法草案 編纂委員	M20.11 法律取調 報告委員	M25.10 法律施行 取調委員	M27.3 法典調査 会委員	専門分野 民・商法
明法寮	井上 正一	○	○	M14.9.	M20.11. 司法書記官 M27. 3. 判事	○	○		商○	民・商
	熊野 敏三		○	M16.3.	M19. 5. 司法省参事官	○	○	○		民
	木下 廣次	○	○	M22.2.	M27. 3. 文部省専門学務局長		○	○	民○	民
	岸本 辰雄	○	○	M14.1.	M19. 3. 法制局参事官 M23.11. 大審院判事		商○	○	商○	商
	宮城 浩蔵	○	○	M14.1.	M19. 3. 司法省参事官		民○			
法学校	磯部 四郎		○	M18.2.	M24. 7. 大審院検事局次席検事	○	○		商○	民・商
	高木 豊三			M24.9.	M29.10. 民刑局長 M31. 6. 司法次官				商○	商
その他	富谷銆太郎		○	M23.9.	M24. 1. 東京控訴院判事				民○	民
	光妙寺三郎	○	○	M18.9.	M20.11. 検事	○	○			民
	本尾敬三郎			M22.10.	M20.11. 法制局参事官 M22. 3. 司法省参事官		商○	○		商
	今村 和郎			M21.9.	M20.11. 法制局参事官 M23. 7. 法制局(司法部長)		○			商
	長谷川 喬			M21.9.	M20.11. 控訴院評定官 M27. 3. 判事		商○	○	商○	商
	今村 信行			M23.3.	M19. 3. 判事 M20.11. 控訴院評定官	○	民○			民

『明治大学百年史』第一巻史料編Ⅰ, 『同』第三巻通史編Ⅰ, 『内閣法制局百年史』, 『改正官員録』, 星野通『民法典論争史』, 志田鉦太郎『日本商法典の編纂と其改正』, 『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』, 中村菊雄『新版近代日本の法的形成』より作成

門であった。

そしてまた、商法編纂の中枢にいた本尾、長谷川が明治法律学校に來た時期（明治二二年前後）には、法典編纂には関与していない亀山貞義、岩野新平（以上二二年）、小宮山三保松、（二三年）黒川誠一郎（二四年）らの仏法学派の主要メンバーも講師に就任している。とくに二四年二月に結成した明法会のリーダー黒川の着任は、明治法律学校への仏法学派の結集を象徴していた。

ところで、岸本辰雄は、二三年四月の民・商法典公布から法典論争、商法修正運動、二六年四月の旧商法の公布に至る間、政府審議委員として旧商法の編纂に心血を注いできたが、この間、本来の職業である官職、あるいは明治法律学校の経営にはどのように関わっていたのか、二〇年代の岸本の動きを概観したい。

〈図表7〉は法典編纂事業の進行と岸本の官職、政府審議委員就任の推移をまとめたものである。また〈図表8〉は岸本辰雄と明治法律学校、さらに法典編纂の動きをひとつにした年表である。

岸本は二〇年一月に、司法省法律取調委員会報告委

員を命ぜられた。と同時に官職も法制局参事官から司法省参事官へ転じている。これは商法編纂事業が内閣法制局法制部から司法省に移管されたのにもなう、法制官僚から司法官僚への異動であった（図表2参照）。二二年一月には商法の再調査が完了し、二三年の公布を前にして、一四年以来、商法編纂に従事してきた岸本は、それが一段落したこの頃から法曹界へ転身していく。

明治法律学校に目を転じてみると、二〇年には、校友代言人が代言人業務を共同で行う明法社が設立され、斎藤孝治を代表格に校友代言人の活躍が目立つようになっていた。二二年五月に東京代言人新組合が結成され、このなかで本学出身代言人は仏法派として勢力をもった。また二三年には民法・商法が公布されたが、その直後から法典論争が始まった。

校長岸本は、六月にこの年の代言人試験委員に命ぜられ、一月には判事に任命、大審院判事に補された。また一月の第一回衆議院議員選挙では、宮城（教頭）、光妙寺、井上が当選し、二三年は明治法律学校関係者にとって転機となる年であった。

翌二四年二月の東京代言人新組合会長選挙では、英法派を破って、仏法派の宮城浩蔵が当選した。教頭宮城の会長就任を契機にして、明治法律学校は在野の法曹界に力を延ばしていくことになる⁽⁷⁷⁾。

また法典論争は激しさを増し、明治法律学校、和仏法律学校を中心とする仏法学者は、二四年二月に明法会、同五月には法治協会を結成して、法典擁護・法典断行運動を展開した。翌二五年三月には、明法会は機関誌『明法誌叢』を発刊し、ここを拠点に断行意見を主張した。なかでも第四号では、磯部、光妙寺、岩野ら六二名が署名した「法典ノ実施ニ関スル明法会員ノ意見」を掲載した。

一方、法律取調委員及び報告委員は、商法延期法が公布された後、二四年三月に叙勲を受け、六月に解任された⁽⁷⁸⁾。旧商法は棚上げとなり、これは旧法典への訣別を意味するものであったといえよう。

翌二五年一〇月に、民法商法施行取調委員会が設けられ、岸本、本尾、長谷川、熊野らも任命された(図表4参照)。しかしこれは手続的な委員会でしかなく、もは

や法典制定に向けての指導性は、彼ら側にはなかった。そして、翌二六年三月旧商法は公布され、七月施行となつた。

二五年からこの間に至る間、岸本には問題が降りかかった。ひとつは二五年四月の弄花事件であった。前述したようにその内容は判事たちのスキャンダルでしかなかったが、被告となった七名の判事のうち、仏法学派が半数以上いたことは、法典論争との関わりも考えられなくもないであろう。その後の法典委員会における岸本、高木の活動などをみると、この一件によるダメージはそれほどあつたように思われ⁽⁷⁹⁾ない。

岸本にとって、もっと重大であつたのは、二六年二月の宮城浩蔵の死去であった。この以前に、三人の創立者の一人であつた矢代操を亡くし(二四年四月)、続いて五月に法制局の同僚で同じく商法編纂に関わっていた今村和郎(図表4・6参照)⁽⁸⁰⁾を失い、明治法律学校は大きな打撃を受けていた。さらなる教頭宮城の急死は、岸本に学校の経営に専念する決意を抱かせるものであつたであろう。二五年一月には山田顕義も去っている。

図表7 商法典編纂と岸本辰雄の官職・政府審議委員兼務

明治	官職	兼務・政府審議委員
13年	4月 判事	
	5月 文部省御用掛	
14年	10月 太政官参事院議官補 (法制部)	1月 東京大学法学部員外教授 日本海令草案審査局御用掛
15年		この年からロエスエルと共に商法草案作成に従事 10月 東京大学法学部講師 (15年4月迄) 3月 商法編纂委員就任
16年		
17年	2月 太政官参事院議官補 (司法部)	1月 ロエスエル商法草案完成
18年	12月 内閣法制局参事官	5月 会社条例編纂委員就任 3月 破産法編纂委員就任
19年		3月 商法編纂委員就任 1月 海軍主計学校教授
20年	12月 司法省参事官	11月 法律取調委員会・報告委員就任
21年		11月 商法草案 再調査議了 1月 海軍主計学校教授解任
22年	1月 司法省民事局兼務	6月 商法草案 元老院通過

32年	31年	30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年
(司法制度改革案調査委員)									
						3月 判事退官 弁護士開業	4月 弄花事件	11月 第一回帝國議會	11月 大審院判事
								6月 法律取調委員會解任	4月 民法・商法公布 24年1月施行予定
								10月 法律施行取調委員就任	12月 商法及商法施行条例期限法公布
								11月 民法・商法施行延期法公布	26年1月に延期
								3月 法典調査会査定委員就任	
								7月 商法の一部施行	
								3月 法典調査会委員就任	
								商法會議・商法委員會	
								12月 商法の未施行部分の延期公布	
								12月 商法委員會終了	
								商法整理會開始(岸本は不参加)	
								2月 商法施行法・条例議事完了	
								3月 新商法公布	

- 11月 * 民法・商法施行延期法公布
× 山田顯義，死去。
- 26年 2月 × 宮城浩蔵，死去。
- 3月 * 商法及商法施行法改正公布。
○ 岸本，大審院判事辞職，代言人免許取得。
- 4月 * 法典調査会設置。
- 7月 * 商法中，会社・手形・小切手，破産の部分を修正して施行。
- 9月 × 光妙寺，死去。
- 27年 3月 * 法典調査会委員の任命（商法修正案起草の為）。
- 28年 9月 * 商法修正案の議事に着手。
- 29年 4月 * 民法（一，二，三編）公布。
- 6月 ○ 岸本，弁護士全国組織を起こす。
- 12月 * 商法の未施行部分の延期，公布。
- 30年 6月 ○ 岸本，日本弁護士協会幹事，東京弁護士会会長に就任。
- 9月 明治法律学校，学校改革。
- 12月 * 法典調査会商法委員会，修正完了。
* 法典調査会商法整理会議事開始（～31年12月）。
- 31年 5月 * 法典調査会商法施行法，議事開始（～32年2月）。
- 6月 * 民法（四，五編）公布。
- 7月 * 民法全編，施行。（旧商法も施行）
* 法典調査会委員，賞勲局より銀盃。
○ 岸本，司法制度改革案調査委員。
- 32年 3月 * 商法修正（新商法）公布。
- 6月 * 商法施行。
- 7月 条約改正施行。
- 45年 4月 岸本辰雄，死去。

○は岸本辰雄関係，

*は法典編纂関係，

×は明治法律学校関係者等の死去

明治大学歴史編纂事務室所蔵資料、『日本近代立法資料叢書』，志田鉦太郎『日本商法典の編纂と其改正』より作成

図表 8 岸本辰雄・明治法律学校・法典編纂の動向

明治19年 5月	条約改正会議、始まる。
20年 5月	明法社（代言人）設立。
9月	講法会設立（法律・行政・経済研究、講義録配布）
10月	ボワソナード自然法について特別講義。
11月	* 法律取調委員・法律取調報告委員任命（山田顯義による人選）
21年 8月	法律学部・政治学部認可。
	○ 岸本辰雄初代校長、宮城浩蔵教頭に就任。
11月	* 商法の再調査完了。
12月	予備科の設立（法学予備校）
22年 1月	政治学講習会設立（明法堂内、講義録配布）
5月	東京代言人新組合結成。
9月	政府の許可を得て、民法・商法・訴訟法の草案の講義始める。
10月	（山田顯義、日本法律学校を設立。今村和郎、栗塚省吾、黒川敬一郎ら講師）
12月	（この頃から恐慌）
23年 1月	『明法雑誌』を『法政誌叢』と改題、政治学を重視。
2月	憲法発布記念会举行。
4月	* 民法・商法公布。
5月	新法注釈会を組織（講法会内、民法・商法の注釈書『正義』刊行） 法典論争始まる。
6月	○ 岸本、代言人試験委員就任。
9月	商業會議所条例公布
11月	第一回衆議院議員選挙（宮城、光妙寺、井上正一ら当選）
	○ 岸本、大審院判事となる。
12月	* 商法及商法施行条例期限法公布。
24年 2月	明法会を結成。 代言人新組合選挙、仏・英両派対立。会長宮城浩蔵、仏派勝利。
3月	* 法律取調委員・取調報告委員ら受勲。
4月	× 矢代操、死去。
5月	× 今村和郎、死去。 法治協会を結成。
6月	* 法律取調委員・取調報告委員解任。
25年 3月	明法会の機関誌『明法誌叢』発刊。
4月	○ 弄花事件。
5月	『明法誌叢』号外で法典漸行論主張（梅謙次郎、杉村虎一ら七名）
6月	『明法誌叢』四号で「法典ノ実施ニ関スル明法会員ノ意見」主張 （磯部、光妙寺、岩野ら六二名署名）
10月	* 民法・商法法律施行取調委員任命。

二六年は、旧商法の編纂が結了し、また明治法律学校の一時代の終わった年でもあった。

おわりに

法典編纂は民法と商法を両輪として並行進行されたものであった。法典論争で民法が観念的な要素から激しく紛糾したのに対して、商法は実生活と密着し、経済社会の発展の成果を反映せざるを得ない性格上、日本の資本主義の急速な発展の歩調に合わせて、民法とは分離し先行施行されたのは当然である。

小稿では、法典問題であまり検討されてこなかった商法について、明治初期の準備段階から、明治二六（一八九三）年の旧商法施行まで、その成立過程を制度的な面から検証したものである。またその経過のなかで、岸本辰雄の担った役割を検討した。

岸本の官吏としての仕事、業績の主要部分は商法の編纂にあったものとみられる。一貫してこの事業に携わっていた人物は、おそらく岸本だけであろう。岸本の経歴

は、明法寮—司法省法学校—フランス留学—法制局・司法省参事官—大審院判事という、当時のエリート官僚の典型であったが、彼の歩いた道はまた、日本が近代国家としての法制を導入していく道筋そのものでもあったといえよう。

同道の仲間が多様な人脈を作り、それらの結合関係によって、政界、官界、法曹界、私立学校は複合的に運動し、躍動していたのであった。

なお、小稿では、岸本が商法をどのようにとらえ、考えていたのか、彼の商法論についてはふれなかった。⁽⁸¹⁾また、各法案の意義や論点、及び法典論争における商法を含む論議の内容に立ち入る検討はできなかった。これらは、別の機会に譲りたい。

注

(1) この事実はあまり知られていないが、明治二三年五月、明治法律学校講法会内に設けられた新法注釈会から発刊された商法についての注釈書『商法正義』の第一巻の緒言で、著者の控訴院評定官長谷川喬は「余ノ曾テ欧州ニ在リシ時常ニ同氏（ロエスレル）ト居テ同フシ談論屢々該草案ニ及ヒ既ニ

- 同氏ノ辛苦ヲ察知セシノミナラス其後審査ノ職任ヲ辱ムルニ當テヤ其益々謝セサル可ラサルヲ知レリ」と述べている。
- (2) 福島正夫『日本資本主義の発展と私法』五頁(一九八八年)。以下の部分は福島同書による。
- (3) 維新法は「内閣制度」が発足し、「公文式」により法令形式が近代化される明治一九年二月以前に制定されたものを用う。
- (4) 福島前掲書、二七頁〜三二頁
- (5) 三枝一雄『明治商法の成立と変遷』四七頁(一九九二年)。
- (6) 向井健「明治八年・内務省『会社条例』草案―明治前期商法編纂史研究(三)―」、『法学研究』第四四卷九号、一九七一年a)。
- (7) 向井健「司法省御雇外人ブスケと商法講義―明治前期商法編纂史研究(二)―」、『法学研究』第四四卷一号、一九七一年b)。
- (8) 松下直美については、向井論文(一九七一年a)の大熊浅次郎「幕末福岡藩洋行の先駆松下直美概蹟(四)」、『筑紫史談』第四七集)からの引用による。同講義の翻訳者黒川誠一郎は、通訳の任にも当たったとみられる(手塚豊『司法省法学校小史』三五頁(『明治法学会教育史の研究』手塚豊著作集第九卷所収、一九八八年)。
- (9) 手塚前掲書四三頁。鶴田は当時司法大丞であった。その後の活躍については小稿の図表4を参照されたい。
- (10) 志田鐔太郎『日本商法典の編纂と其改正』七頁、(一九三三年)、および向井健「明治四年『会社条例』草案とその周辺―明治前期商法編纂史研究(二)―」、『法学研究』第四四卷二号、一九七一年c)。
- (11) 神奈川県立金沢文庫所蔵の伊藤博文旧蔵法律書のなかに、司法省がこの頃進めた外国法典類の翻訳書の主要なものが各国、各法分野を網羅して残されている。なかでも黒川誠一郎、井上操、高木豊三、岩野新平らによる一〇年代初めの翻訳書が多数ある。
- (12) 向井論文(一九七一年c)。
- (13) 志田前掲書、八頁〜一〇頁。商船に関する法令は商法編纂局において整理され、『商船法類集』として明治一六年一月、太政官より刊行された。
- (14) 岸本辰雄履歴書(『岸本辰雄関係資料集(一)』)、また岸本は明治一九年より海軍主計学校教授を兼務。
- (15) 岸本のパリ法科大学における修学内容について、大久保泰甫「岸本辰雄の留学生活」(『明治大学史紀要』第四号)の研究がある。ここではフランス法学士第二回試験の口述試験科目として商法典があったとしている。
- (16) 志田前掲書、八頁〜九頁
- (17) 向井論文(一九七一年c)。なかでも周布公平は鶴田皓の下で会社条例を編纂し、長森、岸本らの上司であった。明治一八年一二月に参事院が内閣法制局に改組された時の法制部長。明治二〇年一月に法典編纂が司法省(法律取調委員

- 会)に移管された時、法制官僚から外務官僚(公使館参事官兼外務省参事官)に転じている(『内閣法制局百年史』四五七頁、一九八五年)。
- (18) 志田前掲書、八頁。
- (19) 向井前掲論文(一九七一年c)。
- (20) 向井健「資料『新たなる身上証書法律案』補考」(『法学研究』第三二巻二二号、一九五九年)。
- (21) 伊東すみ子「ロエスレル商法草案の立法史的意義について」(石井良助先生還曆祝賀『法制史論集』、一九七六年)。また『商業慣例類集』は第一巻が明治一六年七月に、第二巻が同一七年二月、第三巻が同年四月にそれぞれ刊行されている。
- (22) 伊東前掲論文。
- (23) 伊藤博文編『秘書類纂・法制関係資料』下巻、二八二頁(一九三四年)等。
- (24) 志田前掲書、三〇頁。
- (25) 伊東前掲論文。
- (26) 磯部四郎「民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談」(『法学協会雑誌』第三一巻八号)。
- (27) 越智俊夫「明治前半期の会社成立に関する立法主義」(『法史学及法学の諸問題』、一九六七年)および、伊東前掲論文。
- (28) 志田前掲書、二七頁〜二八頁。
- (29) (30) 伊東前掲論文。
- (31) 志田前掲書、二九頁および、伊東前掲論文。
- (32) (33) 福島正夫「明治二六年の旧商法中会社法の施行―その経過と意義―」(『早稲田法学』第五一巻一・二号、一九七六年)および、同氏前掲書、六七頁。
- (34) 向井前掲論文(一九七一年a、b、cの各論文)。
- (35) 作道洋太郎『近世封建社会の貨幣金融構造』等。
- (36) 福島前掲書、三三頁〜三六頁。
- (37) 伊東前掲論文。
- (38) 「銀行ノ為メニ設ケラレタル法則ニアラサルヲ以テ苟モ世ノ信用ヲ受ケタル人ハ商人非商人ノ差別ナク此ノ条例ニ依リ裏書シテ展転流通ス可キ手形ヲ発行スル事ヲ得可シ故ニ本条例ハ独リ商人及ヒ銀行ノミノ遵奉ス可キ狭隘ナル法則ナリト思惟スル勿レ」(岸本辰雄講述『日本為替約束手形条例講義完』緒言、明治法律学校講法会発行、明治二二年一月)。
- (39) 志田前掲書、二九頁。
- (40) 杉村は、司法省法学校でボワソナードに師事して以来の直弟子で、明治二〇年以降は外交官として、スウェーデン、ドイツ等の公使、大使を歴任した。ボワソナードは晩年、フランスへ帰国したが、隠遁した南仏アンチーフから杉村の赴任先へと私信を度々送っており、生涯、杉村とは親交があった(この私信は明治大学図書館所蔵)。
- (41) 『明法雑誌』第六三号、一八八八年。
- (42) 『明治大学百年史』第三巻通史編―第一編第一章、一九

九二年。

- (43) 宮川澄『旧民法と明治維新』七〇頁、一九六五年ほか。
- (44) 星野通『民法典論争史』三頁〜一四頁、一九四四年。
- (45) 伊東前掲論文。
- (46) 星野前掲書、一四頁〜一九頁および、志田前掲書、四二頁〜四四頁。
- (47) 高梨公之『民法典論争と日本法律学校』(『法史学及法学の諸問題』)
- (48) 向井健『民法典の編纂』三七四頁(福島正夫編『日本近代法体制の形成』下巻、第二章、一九八二年)。
- (49) (51) 志田前掲書、四四頁。
- (50) 伊東前掲論文。
- (52) 福島前掲論文。
- (53) 星野前掲書、一八頁〜一九頁
- (54) 福島前掲書、八五頁〜八七頁。
- (55) 福島前掲書、一二四頁。
- (56) 福島前掲書、一一〇頁および、熊谷開作「商法典論争史と大阪商工会議所」(宮本文次編『大阪の研究』、一九六七年a)。
- (57) 星野前掲書、三九頁。
- (58) 福島前掲書、一〇九頁。
- (59) 『大阪商工会議所七十五年史』九八頁、一九五五年および、熊谷開作「商法典論争史序説」(『法史学及法学の諸問題』一九六七年b)、福島前掲書、一一三頁。
- (60) 『大阪商工会議所七十五年史』一〇五頁。
- (61) 福島前掲書、一四七頁。
- (62) 村田保「法制実歴談」(『法学協会雑誌』第三二巻四号、一九一四年)。
- (63) 福島前掲書、一三九頁および、熊谷前掲論文(一九六七年a)。
- (64) 福島前掲書、一二七頁および、熊谷前掲論文(一九六七年a)。
- (65) 星野前掲書、八六頁。
- (66) 中村菊男『新版近代日本の法的形成』、二三二頁(一九五六年)。民法編纂の起草委員補助として参加した仁井田益太郎の言葉、「此争ひは仏法学派と英法学派との争ひです。歴史派と自然派との争ひと云ったような高尚な争ひではない。見様に依れば一種の勢力争ひである。(『法律時報』昭和三十三年七月号)」を引用している。
- (67) 中村前掲書、二四〇頁および、福島前掲書論文。
- (68) 熊谷前掲論文(一九六七年a)および、『大阪商工会議所七十五年史』一〇六頁。
- (69) 福島前掲書、一三三頁〜一三五頁。
- (70) 岩田新『日本民法史』四三頁、一九二八年(福島前掲論文)。
- (71) 福島前掲書、一四一頁、中村前掲書、二一九頁、志田前掲書、六二頁、星野前掲書、八九頁。
- (72) 星野前掲書、一一二頁〜一一六頁、福島前掲論文。

- (73) 福島前掲書、一四一頁、熊谷前掲論文(一九六七年b)。
- (74) 志田前掲書、五一頁〜五五頁。
- (75) 法典調査会、商法整理会議事録ほか(『日本近代立法叢書』19・20、一九八五年)。
- (76) (78) 岸本辰雄『商法講義』上巻、解題。
- (77) 『明治大学百年史』通史編1 第二編「近代法と明治法律学校」。
- (79) 高木は明治三二年六月、司法次官に就任している(『官員録』)。
- (80) 今村は明治三三年一月、法制局長に就任、同年九月、貴族院議員に任ぜられている。『法政誌叢』一二七号(明治二五年五月一日)では、今村講師の追悼文を掲載し、その死をいたんだ。
- (81) 岸本の旧商法についての解説書として、明治法律学校講法会発行の講義録『商法講義』(巻之一・二、明治二四年七月発行、巻之三、同年九月発行、巻之四、二六年三月発行)がある。明治大学では、これを岸本辰雄講述『商法講義』上巻・下巻(解題小松俊雄・三枝一雄)に分け、創立百周年記念学術叢書の第一巻、第二巻として昭和五六年一〇月、五十七年六月に刊行した。